

令和8年4月1日から

外来診療費の計算方法が変わります

令和8年4月1日から、許可病床数を199床に変更いたします。これに伴い、厚生労働省が定める診療報酬点数の計算方法が変わるため、これまでと診療内容が同じ場合でも自己負担額が増えることがあります。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

《医療費の計算方法が変わる主なもの》

- 再診時の「外来診療料」が「再診料」に変わります。
今まで外来診療料に含まれていた検査や処置の料金が発生します。
- 再診時の診察料に「外来管理加算」が加わります。
(リハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔、その他一部の検査を行わない場合)
- 特定の疾患（循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、悪性新生物等）で通院されている方は「特定疾患療養管理料（月2回まで）」が発生します。
また、28日間以上の処方がある場合は、「特定疾患処方管理加算」が月1回加わります。

ご不明な点がございましたら、医事課窓口までお問い合わせください。